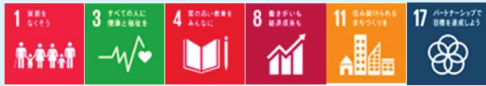


「滋賀県がん対策推進計画（第4期）」の概要

[計画期間] 令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度)6年間



計画改定の趣旨

がん対策基本法が平成28年(2016年)12月に一部改正され、基本理念には医療の提供だけでなく、社会環境の整備が図られることが追加された。第3期滋賀県がん対策推進計画が令和5年度で終期を迎え、国の「がん対策推進基本計画」を踏まえて、がん対策を見直し計画を改定する。

計画の位置づけ

がん対策基本法第12条第1項に規定する「都道府県がん対策推進計画」にあたる。「健康いきいき21健康しが推進プラン」「保健医療計画」等との整合性を図り、一体的な事業を推進する。

計画の構成

- 第1章 計画の策定にあたって
 - 1 計画策定の趣旨 2 基本方針
 - 3 計画の位置づけ 4 計画の期間
- 第2章 本県のがんに関する現状
 - 1 死亡 2 罹患 3 医療
- 第3章 基本理念および全体目標
- 第4章 分野別施策および目標
 - 1 がん予防
 - (1) がんの予防 (2) がんの早期発見・がん検診
 - 2 がん医療の充実
 - (1) がん医療提供体制等 (2) 希少がん・難治性がん対策 (3) 小児がん・AYA世代(思春期・若年成人)のがん・高齢者のがん対策 (4) がん研究 (5) 病理診断
 - 3 がんとの共生
 - (1) 相談支援・情報提供 (2) 地域連携と在宅医療の充実 (3) がん患者・家族等の社会的な問題について (4) ライフステージに応じたがん対策
 - 4 これらを支える基盤の整備
 - (1) 人材育成 (2) がん教育、がんに関する知識の普及啓発 (3) がん登録 (4) デジタル化の推進
- 第5章 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 1 患者・県民参画の推進と関係者等の連携協力の更なる強化
 - 2 感染症発生・まん延時や災害時を見据えた対策
 - 3 計画の進行管理と評価

基本理念および全体目標

基本理念：誰もが自分らしく幸せを感じられる「健康しが」の実現

～県民が、がんを知り、がんを予防し、がんになっても納得した医療・支援が受けられ、自分らしく暮らせる滋賀を目指して～

<全体目標> ○科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 ○患者本位のがん医療の実現 ○尊厳をもって安心して暮らせる社会の構築

分野別施策および目標 (主な指標)

○がん年齢調整罹患率(人口10万人対)(男性:447.6、女性:311.2(全部位)→減少)
○75歳未満年齢調整死亡率(人口10万人対)59.0→減少 ○5年相対生存率 64.4%(全部位)→向上

1. がんの予防

喫煙率
(男性:19.3%→15.0%へ、
女性:4.2%→3.0%へ)

がん検診受診率(69歳まで)
(胃:40.5%、肺:47.6%、大腸:44.8%、
乳:47.2%、子宮頸:40.7%→各60%へ)

- (1) がん予防
 - 喫煙対策 ○禁煙支援
 - 食生活、生活習慣、体型の見直し
 - 感染症対策と知識の普及
- (2) がんの早期発見・がん検診
 - 受診率向上対策
 - がん検診精度管理の維持向上
 - 職域におけるがん検診の精度管理の推進

2. がん医療の充実

質の高いがん医療の均てん化(拠点:6
病院、地域:1病院、支援:6病院→維持)

専門的な医療従事者の配置(拠点6病院
中、放射線専門医5病院、がん薬物療法
専門医4病院、病理専門医5病院、細胞
診専門医5病院→増加)

- (1) がん医療提供体制等
 - ① がん医療提供体制
○がん医療体制の強化
 - ② がんゲノム医療
○個別化医療の提供
 - ③ 各治療法
○各治療法の提供体制の強化
 - ④ チーム医療の推進
○多職種連携医療の体制の充実
 - ⑤ がんのリハビリテーション
○リハビリテーションの提供
 - ⑥ 支持療法の推進
○副作用対策の充実
 - ⑦ がんと診断された時からの
- 緩和ケアの推進
 - 早期からの緩和ケアの提供
 - 緩和ケアの質の向上
- (2) 希少がん、難治性がん対策
 - 中核的医療機関との連携による医療提供
- (3) 小児がん、AYA世代(思春期・若年成人)のがん・高齢者のがん対策
 - 年齢特性に応じた医療の提供
- (4) がん研究
 - 治験や高度先進医療の情報提供
- (5) 病理診断
 - 病理診断体制の整備
 - 適切な病理診断の実施

3. がんとの共生

がんと診断されたときから緩和ケアの対
象であると思っていると回答した割合
(27.0%→増加)

- (1) 相談支援・情報提供
 - 情報提供の充実
 - がん患者団体との連携の強化
- (2) 地域連携と在宅医療の充実
 - 地域連携クリティカルパスの活用促進
 - 在宅療養支援体制の推進
- (3) がん患者・家族等の社会的な問題
 - ① 就労支援
- がん治療と仕事の両立支援の充実
- ② アピアランスケアについて
 - 外見支援の充実
- ③ 就労以外の社会的な問題について
 - 経済、生活の充実
- (4) ライフステージに応じたがん対策
 - 小児がん・AYA世代の相談支援体制の整備
 - 生殖機能温存の情報提供
 - 高齢者に対する意思決定支援

4. これらを支える基盤の整備

がん診療領域に関する専門職員の配置状
況(総数:1584.99人→増加)

がん教育の外部講師活用校数(小学校:
47校、中学校:32校、高等学校:3校、
特別支援学校:1校→増加)

院内がん登録の実施機関数
(16病院→維持)

「がん情報しが」への閲覧件数
(4,288件→増加)

がん相談支援センターにおいて電子メー
ル相談を実施している拠点病院数
(6病院→維持)

- (1) 人材育成
 - 専門的な医療従事者の育成・配置
- (2) がん教育、がんに関する知識の普及啓
発
 - がん教育の充実
- 関係組織との連携による啓発の充実
- (3) がん登録
 - がん登録の適切な情報提供
- (4) デジタル化の推進
 - がんに関する情報へのアクセス